

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 217 回国会法律案等 N A V I 「職業安全衛生条約（I L O 第百五十五号条約）」
著者 / 所属	奥利 匡史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	475 号
刊行日	2025-4-25
頁	102-103
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250425.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

職業安全衛生条約（ILO第百五十五号条約）

1. 本条約の位置付けと国会提出に至る経緯

国際労働機関（ILO）は、労働条件の改善を通じて社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与すること等を目的として1919年に設立された。設立以来、ILOでは各国の政府代表、労働者代表、使用者代表の三者の議論を通じて様々な分野において国際労働基準が策定され、労働者の保護や労働環境の改善に資する条約が採択されてきた。

1998年には、ILOの総会決議として「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」が採択された。この宣言は、労働者の基本的権利に関する原則として四つの分野（表の①～④）を認定するとともに、これらの原則に関連する最も重要な八つの条約（基本条約）の早期批准をILOの加盟国に要請するものである。また、ILOは、2022年の総会において決議を採択し、上記の原則に「安全で健康的な労働環境」（表の⑤）を含めるとともに、関連する二つの条約を基本条約に追加することを決定した。「職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）」（以下「本条約」という。）は、このILO基本条約の一つである。

表 ILO基本条約一覧

分野	条約名	条約番号	採択	効力発生	批准国	日本の批准
①結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認	結社の自由及び団結権保護条約	第87号	1948.7.9	1950.7.4	158か国	1965.6.14
	団結権及び団体交渉権条約	第98号	1949.7.1	1951.7.18	168か国	1953.10.20
②あらゆる形態の強制労働の禁止	強制労働条約	第29号	1930.6.28	1932.5.1	181か国	1932.11.21
	強制労働廃止条約	第105号	1957.6.25	1959.1.17	178か国	2022.7.19
③児童労働の実効的な廃止	最低年齢条約	第138号	1973.6.26	1976.6.19	176か国	2000.6.5
	最悪の形態の児童労働条約	第182号	1999.6.17	2000.11.19	187か国	2001.6.18
④雇用及び職業における差別の排除	同一報酬条約	第100号	1951.6.29	1953.5.23	174か国	1967.8.24
	差別待遇(雇用及び職業)条約	第111号	1958.6.25	1960.6.15	175か国	未批准
⑤安全で健康的な労働環境	職業上の安全及び健康に関する条約	第155号	1981.6.22	1983.8.11	83か国	未批准
	職業上の安全及び健康促進枠組条約	第187号	2006.6.15	2009.2.20	69か国	2007.7.24

（出所）ILOウェブサイト¹を基に筆者作成

本条約について日本は未批准であるところ²、その理由について、政府は、複数の企業が同一作業場で活動する場合の協力義務等について、国内法制との整合性の観点から慎重に

¹ ILO「Conventions」〈<https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12000:0::N0:::>〉（2025.4.9最終アクセス）。

² 本条約は1981年のILO総会で採択された。本条約の採択における日本の態度について、政府・労働者・使用者代表の三者とも賛成した。

検討する必要がある旨説明してきた³。こうした中、第217回国会（常会）に「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案」（閣法第57号）が提出された。本法律案は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を改正し、業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者に対して、自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付ける内容を含んでおり⁴、本条約における複数の企業に係る協力義務（後述する本条約第17条）を実行できるものとなっている。本条約の国内実施を可能とする同法律案とともに、2025年3月、第217回国会（常会）に本条約の承認案件（閣条第12号）が提出された。

2. 本条約の主な内容

本条約は、職業上の安全及び健康並びに作業環境について加盟国が一貫した国内政策を定めることを原則として掲げつつ、国の段階、企業の段階のそれぞれにおいてとるべき措置を定めるものである。本条約の適用対象となるのは、労働者が雇用されている全ての経済活動部門及びこれらの部門における全ての被用者たる労働者である（第1条及び第2条）。

本条約においては、加盟国が最も代表的な使用者団体及び労働者団体⁵と協議した上で、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する一貫した国内政策を策定・実施し、定期的に検討することとされている（第4条）。こうした国内政策の原則を実行するための国の段階における措置には、法律若しくは規則又は国内事情及び国内慣行に適合するその他の方法によって第4条の規定を実施するために必要な手段をとること（第8条）、法律及び規則の執行について十分かつ適当な監督制度によって確保すること（第9条1）、執行の制度において法律及び規則の違反に対する適切な制裁を定めること（第9条2）等が含まれる。このほか、高等技術教育、高等医学教育及び高等専門教育を含む全ての段階の教育及び訓練において、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する内容を含めることを促進するための措置をとる旨規定されている（第14条）。

本条約の企業の段階における措置として、使用者には、職場、機械、設備及び工程が安全かつ健康に対する危険がないものであること（第16条1）、化学的、物理的及び生物学的な物質及び因子が健康に対する危険のないものであること（第16条2）、適切な保護衣及び保護具を提供すること（第16条3）が要求されている。また、二以上の企業が同一の職場において同時に業務に従事する場合に、これらの企業は本条約の適用に当たり協力することとされている（第17条）。このほか、使用者に課された義務の履行について労働者は作業中において協力すること（第19条（a））、事業場における労働者代表は職業上の安全及び健康の分野において使用者と協力すること（第19条（b））が定められている。

おくり まさふみ
（奥利 匡史・外交防衛委員会調査室）

³ 第163回国会参議院厚生労働委員会会議録第6号13頁（2005.10.25）尾辻秀久厚生労働大臣答弁等。

⁴ 例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品を搬出する運送業者が混在することによる事故を防止するため、連絡調整を行う。

⁵ 日本における最も代表的な使用者団体は一般社団法人日本経済団体連合会であり、最も代表的な労働者団体は日本労働組合総連合会である。